

住宅の新築 増築&リフォーム

平成29年4月1日から、補助金交付申請の受付を開始しています。

申請は、確実に平成30年3月10日まで工事完了報告書を提出できるものに限ります。

**助成
します。**



●補助金額

- ・一戸建て木造住宅の新築（工事費600万円以上）は一律**30万円**
- ・住宅や空き家の増築・リフォーム、カーポートを含む車庫と物置の新築・増築リフォーム工事（工事費20万円以上・10万円単位で端数は切り捨て）は対象工事費の**10%の額**または**20%の額**（要件により限度額が**20～40万円**）

★これまでにこの事業を利用された方も、改めて利用可能です。

補助率や、補助上限等の種類が複雑化していますので、フローチャートでの確認や、窓口（市建設管理課 Tel.86-2111）への問い合わせを必ずしてください。

平成29年度 リフォーム補助金
フローチャート



□世帯要件について
 ・三世帯世帯とは
 平成11年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯
 ・移住世帯
 平成28年4月1日以降に県外から市内に移住した世帯。もしくは申請時点で県外に住民票があり、リフォーム終了後 29年度以内に居住する世帯
 ・近居世帯
 平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域である区域内になった世帯(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。))
 ・新婚世帯
 申請時点で婚姻した日から 1年以内である世帯
 ・子育て世帯
 平成 11年4月2日以降に生まれた子が 3人以上いる世帯

・三世帯世帯リフォームとは
 要件工事「バリアフリー化」に該当し、工事点合計が10点以上であること
 居室の床面積合計がリフォーム工事着手前と比べて10㎡以上増加する工事。もしくは、便所、浴室脱衣所洗面または台所を1か所以上増設するリフォーム工事

□工事要件について
 ・5要件
 部分補強、バリアフリー、省エネ化、県産木材使用、克雪化のうち一定条件に該当する場合
 ・県産木材3㎡以上使用
 県産木材を3㎡以上使用している場合(木材使用量計算書にて計算が必要です)

※この緑枠内にあてはまる補助金タイプは省エネ住宅ポイント制度との併用はできません。

| 種別 | フローチャート | タイプ1 | タイプ2 | タイプ3 | タイプ4 | タイプ5 | タイプ6 | タイプ7 | タイプ8 | タイプ9 | タイプ10 | タイプ11 |
|----|---------|-------|------|------|-------|--------------|--------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 種別 | 世帯要件 | 新築 | — | — | — | — | 三世帯 | 三世帯 | 三世帯 | 移住・新婚 子育て・近居 | 移住・新婚 子育て・近居 | 移住・新婚 子育て・近居 |
| | 工事要件 | | — | 5要件 | 県産材3㎡ | 5要件 【空き家】 | 三世帯 リフォーム | 三世帯リフォーム 県産材3㎡ | 三世帯リフォーム 【空き家】 | 5要件 | 県産材3㎡ | 5要件 【空き家】 |
| 補助 | 補助率 | 一律30万 | 10% | 10% | 10% | 10% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% |
| | 補助上限 | | 20万 | 30万 | 30万 | 30万 | 30万 | 40万 | 40万 | 30万 | 40万 | 40万 |

●対象要件

- ・一戸建て住宅や住宅用車庫・物置等の新築、増築、リフォーム工事
- ・市内に本社を置く建設・建築業者と契約を行うこと
- ・平成30年3月10日までに工事完了報告書及びそれに付する書類を提出できること

なお、交付決定前の着工は補助対象とはなりませんのでご注意ください。
 また、予算がなくなり次第、終了いたします。

●お問い合わせ